

# Business Certificate news

No.: TCCI-0010

Date: 2011年4月11日

## 取引先等への放射性物質に係る証明について

### －エジプト向け貨物に関するお知らせ－

ご案内のとおり、今回の福島原発事故による放射性物質の流出の影響により、日本からの輸入品に対する輸入規制を敷く国が出ておりますが、エジプト国政府はこのたび、日本製品の輸入に対する取り扱いを下記のとおり定め、在日エジプト大使館内に掲示いたしました。

これについて、今回、輸入制限の対象に指定された中古自動車部品に関して申請者の方々から、“中古品でない”ことを示すために原産地証明書に「unused」または「new」を表記できないかとの質問が寄せられておりますことから、本件に対する当商工会議所の対応方法を下記によりご案内いたします。

エジプトへの輸出業務をなされる企業におかれましては下記内容をご参照、また、輸入者等にご確認のうえ取引に係る準備をなされることをお勧めいたします。

#### 「在日エジプト大使館内の掲示内容」

##### Embassy of the Arab Republic of Egypt

##### Announcement

A decree by the Prime Minister of the Arab Republic of Egypt was issued concerning some regulatory measures towards Japanese products exported to Egypt.

These measures include:

1. Suspending the import of all food stuff , plants, plant products, scrap metal, ground raw materials and used automotive spare parts.
2. All the products coming from Japan other than the above will be subject to radiation inspection in Egypt.
3. Products shipped before March 10<sup>th</sup>, 2011, will be exempted from the above mentioned regulatory procedures.
4. All food stuff ,plants, plant products, scrap metal, earth materials and used automotive spare parts produced in China, Hong Kong, Taiwan, South Korea and North Korea will be subject to radiation inspection in Egypt.

#### 「東京商工会議所の対応方法」

1. 東京商工会議所が発行する原産地証明書に、“中古品でない”または“未使用であること”を示す表記として「unused」「new」等を記載することは不可とします。  
(理由) 原産地証明書は製品の「原産国」を証明するためのものであり、当該製品が中古品でないことや新品であること、また未使用であることを示すためのものではないため。
2. 「unused automotive spare parts」、「new automotive spare parts」など、当該製品が未使用であること、中古品でない(新品であること)ことを記した、申請者(輸出者や製造者)自身が作成する自己宣誓文に対するサイン証明、また、同様のことを記したインボイスへのインボイス証明は可能です。その記載内容の真実性を裏付けるエビデンスの提出は不要です。〈申請者登録(貿易登録)の際にご提出いただいている、一切の記載内容の真実性に係る誓約書をエビデンスといたします〉

以上